

第367回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和元年6月25日（火）午後1時30分開会

2 場 所 市役所401・402会議室

3 出席委員 16人

1 番 山川光照委員

2 番 吉田とも委員

3 番 江口勘四郎委員

4 番 後藤敏秀委員

5 番 渡邊智春委員

6 番 大澤健一委員

7 番 井上隆市委員

8 番 原田広幸委員

9 番 富田憲一委員

10 番 山口久志委員

11 番 木村正委員

12 番 木村辰也委員

13 番 上妻一実委員

14 番 長沼健司委員

15 番 高橋源四郎委員

16 番 花谷和男委員

傍聴 なし

4 欠席委員 なし

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 第400回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程5 議 第3号 第401回農用地利用集積計画（利用権設定）について

日程6 議 第4号 上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程7 議 第5号 農地転用に係る事業計画変更申請について

日程8 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程9 報告第2号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程10 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程11 報告第4号 使用貸借契約の解約書の届出について

6 事務局出席職員

事務局長 漆山 徹、主幹兼農地農政係長 井上政幸、主任 大沼織江、主事 齋藤啓華

7 会議の概要

議長（会長） 定刻になりましたので、6月14日に告示になりました、第367回上山市農業委員会総会を開会します。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議は、各位のお手元に配布しております議事日程により進めます。

議長 日程1、諸般の報告であります、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和元年6月14日、上山市農業委員会告示第9号により、令和元年6月25日、第367回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。第2、出席告知について、令和元年6月17日付農委第53号をもって、第367回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。第3、総会資料の配布について、第367回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配布しております。第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員16人となっております。以上で報告を終わります。

議長 日程2、議事録署名委員の指名であります、上山市農業委員会総会会議規則第29条の規定により、議長において、1番、山川光照委員、9番、富田憲一委員を指名いたします。

議長 日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

所有権の移転について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。3件の申請がございました。整理番号1と2については関連がありますので一括して説明いたします。整理番号1と2について、譲渡人、譲受人はそれぞれ〇〇氏、農業兼会社員、〇〇氏、農業兼介護職であります。皆沢地内の畑計2筆について自作地相互の交換をするもので、土地の所在、面積等の詳細について議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であり、下限面積の要件を満たすことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。14番、長沼健司委員。

長沼委員 整理番号1と2について、現地調査の結果について報告します。1と2は〇〇さんの農地と〇〇さんの農地を交換するもので、〇〇さん立会いのもと現地で確認しました。〇〇さんの畑は、もともとラ・フランスをつくっていましたが、すでに伐採した畑を、〇〇さんの農地に隣接しているので、〇〇さんの敷地に隣接

する〇〇さんの畑と交換することになったもので、お互い野菜をつくるとのこと
で、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請の所
有権の移転の整理番号1と2については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、
整理番号3について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について説明いたします。譲渡人は〇〇氏、無職、譲受人は〇〇氏、
農業であります。三上地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所
在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考え
ます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願い
します。8番、原田広幸委員。

原田委員 整理番号3について、現地調査の結果を報告します。〇〇さんが、前にさくら
んぼをつくっていたのですが、やめてしばらく経ち耕作放棄地寸前の土地を、何
とかならないかとの話を受け、〇〇さんに当たって移転となったものです。〇〇
さんは、おととしから〇〇さんのところで勉強してその土地でさくらんぼを作る
ことになったもので、今回の農地は荒れていますが、重機で整備して栽培すると
のことで、特に問題なしですので、許可相当と考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。
(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請の所
有権の移転、整理番号3については許可することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、第400回農用地利用集積計画の所有権移転について議題とい
たします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第2号、第400回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしま
すので、議案書の3ページをお開きください。2件の申請がございました。整理
番号1について、譲受人は〇〇氏、認定農業者、譲渡人は〇〇氏でございます。
関根地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細
については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日
数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以
上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第400回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について説明いたします。譲受人は〇〇氏、斡旋基準適格者、譲渡人は〇〇氏でございます。関根地内の畑1筆について所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第400回農用地利用集積計画の所有権移転のうち、整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第401回農用地利用集積計画の利用権設定について議題といたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第401回農用地利用集積計画の利用権設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。4件の申請がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏、であります。菖蒲地内の田1筆について賃借権を設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第401回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号2と3については、関連がありますので、一括して事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2と3について説明いたします。貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。三上地内の田1筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもの

で、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地利用集積円滑化団体である〇〇を通した転貸であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第401回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号2と3については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に整理番号4について、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 整理番号4について説明いたします。借り人は〇〇氏、貸し人は〇〇氏であります。鶴脛町地内の畑2筆について、期間満了に伴い賃借権を再設定するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。第401回農用地利用集積計画の利用権設定のうち、整理番号4については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程6、議第4号、上山農業振興地域計画の変更に係る意見について議題といたします。内容については、事務局長より説明いたします。事務局長。

事務局長 議第4号、上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明いたしますので、別冊、議第4号をご覧ください。今回は1つの案件について意見を求められておりますが、4月の総会で議決いただいている案件です。分筆による地番変更及び用途区分の面積が変更になったためのもので、軽微な変更であるため、前回に意見を送付したとおり、農業を営む法人が建築する農産物加工施設であり、用途区分の変更は当該地域の農業の振興に資するものと認められるとするものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。上山農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり市長に意見を送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり市長に意見を送付することに決しました。

議長 日程 7、議第 5 号、農地転用に係る事業計画変更申請について議題といたします。

事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第 5 号、農地転用に係る事業計画変更申請について説明いたしますので、本日お配りした議案書の 5－2 ページをご覧ください。なお、5－3 ページに位置図がございますので、併せてご覧ください。1 件の申請がございました。整理番号 1 について、事業計画者は上山市であり、下生居地内の田 1 筆について、土地利用計画を変更するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、旧尾形家住宅の来館者用駐車場として利用するため、平成 31 年 4 月に転用許可を得たものです。当初、駐車場内に段差を設ける予定でしたが、盛土をすることで段差を解消し、駐車台数を増やすものです。それに伴い、土地利用計画が変更になるため、本申請に至りました。変更の内容が、盛土をし、段差を解消することで駐車台数を増やすものですが、変更後の工事についても被害防除計画を定めており、周囲の農地への影響を与えるものではないと考えられます。したがって、農業委員会の意見としては、事業計画変更は妥当と考えるものです。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。議第 5 号、農地転用に係る事業計画変更申請については、許可相当として県知事へ送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり県知事へ送付することに決しました。

議長 日程 8、報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について報告します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 1 号、農地法第 5 条の規定による農地転用届出書の受理について説明いたしますので、議案書の 6 ページをお開きください。1 件の届出がございました。整理番号 1 について、譲受人は〇〇氏、会社役員、譲渡人は〇〇氏、無職であります。鶴脛町一丁目地内の畑 1 筆について、駐車場を造成するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 9、報告第 2 号、農地法第 18 条の規定による通知書の受理について報告いた

します。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。3件の届出がございました。整理番号1について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。高松地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号2について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号2について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。高松地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に整理番号3について、事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号3について、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であります。高松地内の田1筆について解約するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。3件の届出があり、いずれも相続により所有権を取得したものです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望無となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程11、報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、使用貸借契約の解約書の届出について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。1件の届出がございました。整理番号1につい

て、貸し人は〇〇氏、借り人は〇〇氏であり、両者は親子です。認定農業者へ貸し付けるために牧野地内の田 1 筆について解約したもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後 1 時 5 7 分)

議事録署名委員

議事録署名委員